

# “オールしろい” でつなぐ こどもの幸せ (ウェルビーイング)

SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY



## しろい こどもプラン

【第3期白井市子ども・子育て支援事業計画】  
令和7年度～令和11年度

概要版

SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY

令和7年3月

# しろい こどもプランとは



## こども基本法に基づく「市町村こども計画」

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしており、同法に基づく「こども大綱」では、こども施策に関する基本的方針を示しています。

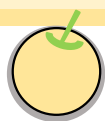
「しろいこどもプラン」は同大綱を勘案するとともに、本市のこども施策における各種計画・取り組みを包含する計画となります。

### こども大綱 基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

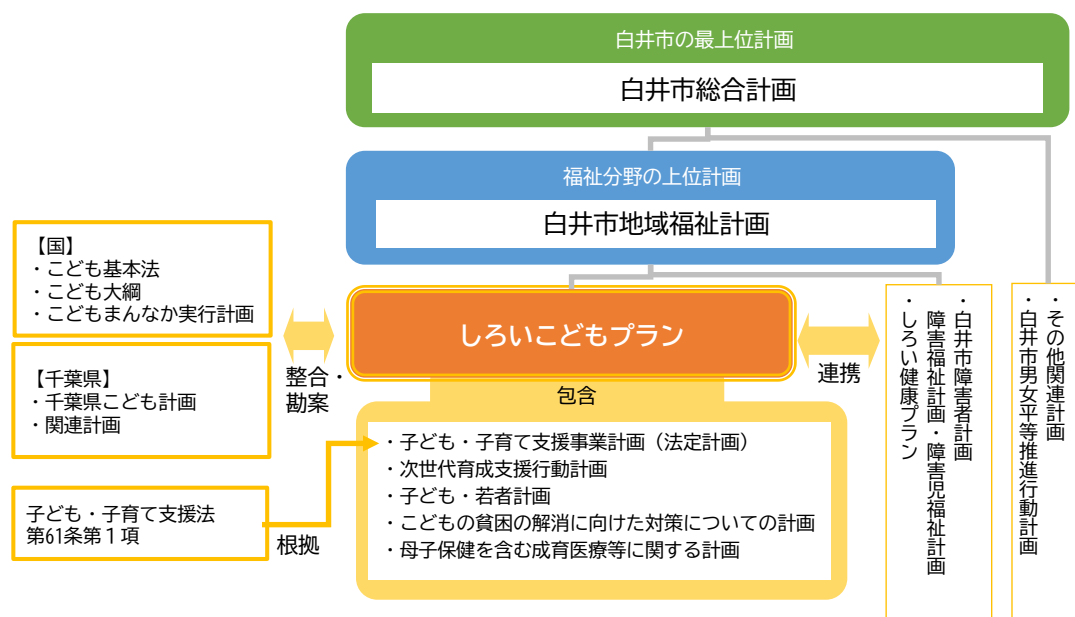
### しろいこども プランに包含 される計画

- 子ども・子育て支援事業計画  
（第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」）
- 次世代育成支援行動計画
- 子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- 母子保健を含む成育医療等に関する計画



## 計画の位置づけ ～総合計画の健康・福祉分野の個別計画として位置づけます～

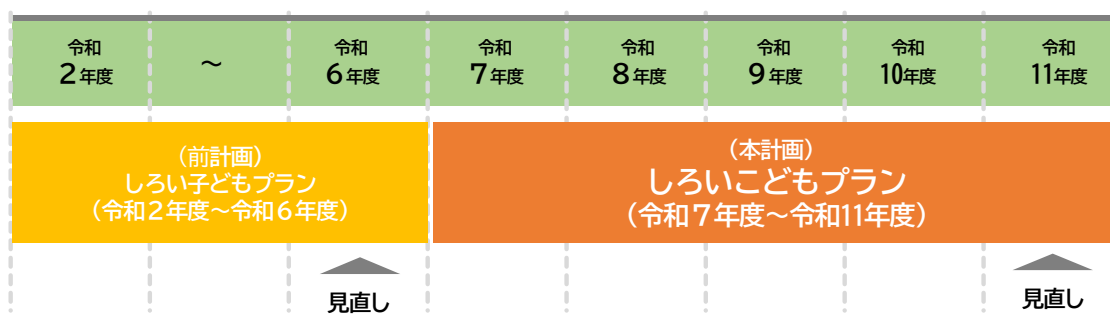
市の最上位計画「白井市総合計画」、福祉分野の上位計画となる「白井市地域福祉計画」ほか各種計画等との整合・連携を図り策定しています。



## 計画の期間 ～今後5年間の計画です～

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います



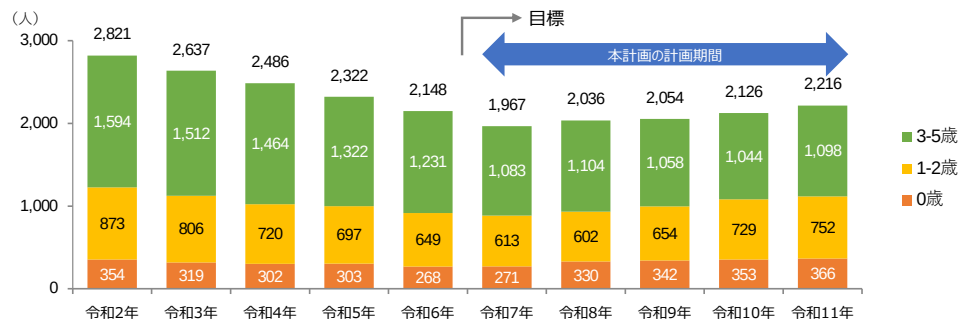
※「こども」、「子ども」の表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、本計画でも原則として「こども」表記としています。ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

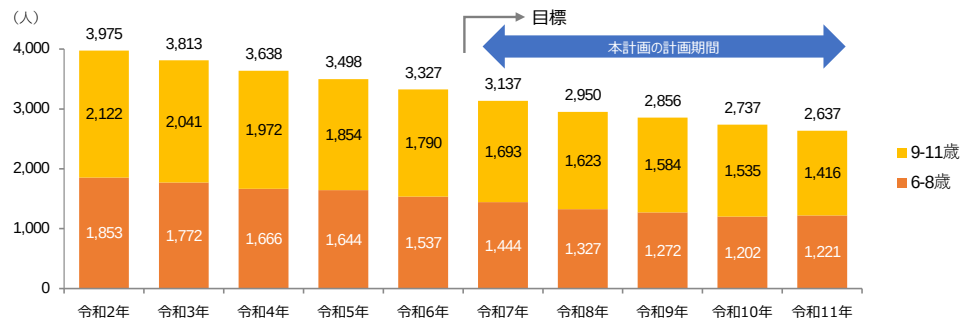
## 白井市のこども・若者の数（将来目標人口）

こども（0～17歳）と若者（18～39歳）の人口は、令和2年から令和6年にかけて減少傾向となっています。今後、持続可能なまちづくりを進めるため、本計画による結婚、子育て支援策等の強化や市の最上位計画である次期総合計画の総合的な施策による、人口流入・出生率増加を加味した、こども・若者の将来目標人口としています。

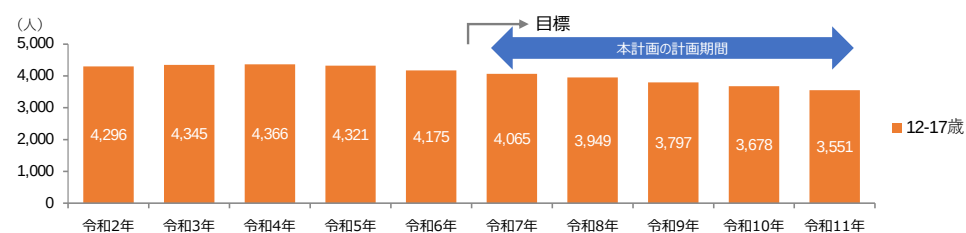
### ◇0歳～5歳のこどもの数



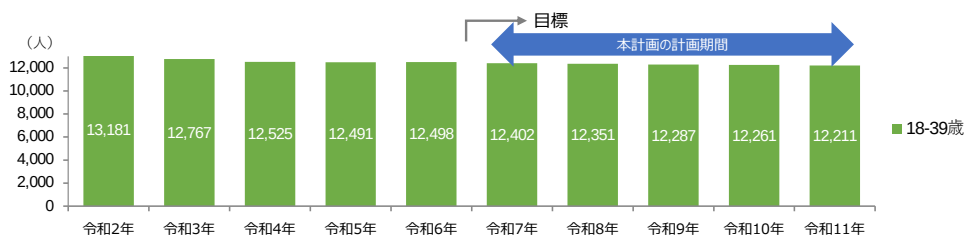
### ◇6歳～11歳のこどもの数



### ◇12歳～17歳のこどもの数



### ◇18歳～39歳の若者の数



※令和2年～6年：住民基本台帳による実績。

※令和7年～11年：国勢調査人口実績を基に推計。次期総合計画の施策効果を見込んだもの。

## めざすまちの姿

本計画は、これまでの 18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、令和 5 年 4 月 1 日に施行された、こども基本法（こども大綱）に基づき、20 代や 30 代までの若者への支援も新たに対象としています。

このことから、「こども」「若者」の視点に立つとともに、前プランでめざしてきた姿である「子育てしたくなるまち」を継承した「子育て当事者」の視点も含み、地域社会全体がつながり、支えあい、将来にわたりこどもたちが、それぞれの希望に応じた”幸せな状態”の好循環を生んでいくことが大切であると考えます。

これらを踏まえ、本計画におけるめざすまちの姿を、次のように定め推進していきます。

### しろいこどもプラン（白井市こども計画）におけるめざすまちの姿

**“オールしろい” で つなぐ  
こどもの幸せ（ウェルビーイング）**

#### それぞれのウェルビーイング

|                |                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| こども（0 歳～17 歳）  | 誕生前から乳幼児期、学童期、思春期まで、こどもの権利が守られ、家庭や地域の支援と各成長段階における様々な体験により、こども自らが健やかに成長し、幸せとを感じる状態 |
| 若者（18 歳～30 歳代） | 自らの価値観や生き方を確立させながら、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントに対し、自身が希望する進路を実現し、幸せとを感じる状態              |
| 子育て当事者         | 子育てへの不安や孤立感、仕事との両立等に悩むことがなく、こどもを育てる喜び、こどもが育つ喜びがあり、幸せとを感じる状態                       |

## 施策の展開 ①

めざすまちの姿

“オールしろい”で つなぐ

| 分野               | 施策の方向                      | 事業分野                        |
|------------------|----------------------------|-----------------------------|
| ライフステージ別の支援の展開   | 1<br>こどもの誕生前から<br>幼児期までの支援 | 1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保 |
|                  |                            | 2 こどもの成長の保障と遊びの充実           |
|                  | 2<br>学童期・思春期での<br>支援       | 1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実    |
|                  |                            | 2 こどもの居場所づくりの推進             |
|                  | 3<br>青年期での支援               | 1 就労のための支援                  |
|                  |                            | 2 結婚を希望する方への支援              |
|                  |                            | 3 若者やその家族に対する相談体制           |
| ライフステージを通じた支援の展開 | 1 困難を抱えるこどもや家庭への支援         |                             |
|                  | 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり      |                             |
|                  | 3 こどもの貧困対策                 |                             |
|                  | 4 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護     |                             |
|                  | 5 こども・若者の安全確保              |                             |

## こどもの幸せ（ウェルビーイング）

### 事業の取り組み概要

誕生前から幼児期までのこどもの成長に重要な時期の支援をするため、こども家庭センターによる包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、妊産婦・乳幼児等の健康診査や各種予防接種等の保健対策、ママヘルパー派遣や産後ケア等の産前・産後支援に係る取り組みを推進します。

障がいの有無や保護者の就労状況に関わらず幼児教育・保育を受けられる体制の整備を推進します。また、地域の子育て支援センターへの相談機関の設置や児童館での遊びや地域交流の場の提供、家庭教育事業における家庭教育講座等により、こどもの成長を支援します。

児童生徒の学校生活をより充実したものとするため、部活動の地域展開、コミュニティスクールの導入による地域に開かれた学校づくりや平和教育事業による体験からの学びを推進します。また、補助教員の配置や教育相談事業等により、児童生徒へのきめ細やかな相談支援をします。

安全・安心なこどもの居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のため、こども食堂等の地域活動団体等に対して補助金などの支援を行い、地域での居場所づくりを推進します。また、放課後の居場所の充実として、学童保育の実施とともに放課後子ども教室の拡充を進めます。

若者の就労を支援するため、就労支援機関と連携し、就労スキル向上や事業者とのマッチング支援を行います。また、起業希望者の支援として創業スクールや創業塾等の周知啓発のほか、支援内容の充実を図ります。

若い世代が就職、結婚、出産、子育て等、様々なライフイベントに柔軟に対応できるようにするため、その知識や情報を学び考える機会を提供します。また、新たな交流や結婚を希望する若者へ新たな出会いの場を創出するとともに、結婚後の新生活に係る経済的支援を実施し、若い世代の結婚と定住促進を図ります。

ニート・ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で、困難を抱える若者や家族を支援するため、相談会を実施するとともに、生活や仕事に関する相談支援をする「白井市くらしと仕事のサポートセンター」において、関係専門機関等と連携し自立に向けての支援をします。

困難を抱えるこどもや家庭を支援するため、障がい児・医療的ケア児等に対しては、各種助成・給付事業やこども発達支援センター等での療育・相談等を行います。また、経済的な事情により困難を抱える家庭には、こどもが希望する将来の進路につながるよう、学習塾への通塾を支援します。

地域での多様な遊び・体験の機会づくりを推進するため、市民団体と連携したこども・若者体験会を実施するとともに、こどもや若者自身がイベントを実施するなど、活躍できる機会の仕組みづくり、活動・交流の場の整備を行います。

こどもが家庭の経済的状況などの環境によって左右されることがなく、こどもの権利・利益が守られるよう、就学援助費の支給や子育て支援サービスに係る利用者負担金の軽減のほか、保護者がより良い就労環境を得られるよう、スキルアップセミナー開催や資格取得に関する情報提供などの就労支援を行います。

児童虐待防止を図るため、こども家庭センターにおいて、子育ての悩みや困難を抱える家庭の相談やサポートプランの作成により支援します。また、ヤングケアラーの支援をするため、学校等関係機関と連携してヤングケアラーの早期発見、必要な支援につなげ、こどもの権利を守ります。

こども・若者がネット犯罪に巻き込まれないようにするため、学校非公式サイトに対するネットパトロールや児童生徒への情報モラル等に関する啓発の充実を図ります。また、地域市民と連携した防犯パトロールとともに、登下校の安全対策を実施します。

## 施策の展開 ②

めざすまちの姿

“オールしろい”で つなぐ

| 分野         | 施策の方向            | 事業分野 |
|------------|------------------|------|
| 子育て当事者への支援 | 1 経済的負担の軽減       |      |
|            | 2 地域子育て支援・家庭教育支援 |      |
|            | 3 共働き・共育での推進     |      |
|            | 4 ひとり親家庭への支援     |      |

## 第3期白井市子ども・子育て支援事業計画 ①



### 教育・保育の提供区域

しろいこどもプランに包含されている「子ども・子育て支援事業計画」では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

また、事業などを実施していくうえでの「提供区域」を設定することになっています。

提供区域は、施設を整備する計画上の区域のことで、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。

本市では、第1期及び第2期計画において、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、市全域を1つの提供区域として設定しました。この状況は現在も大きく変わってはいないことから、第3期計画においても幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市全域で1つの区域とします。



## こどもの幸せ（ウェルビーイング）

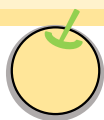
### 事業の取り組み概要

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、高校生年齢までの子ども医療費の助成やひとり親家庭の医療費助成、学校給食費の中学生及び第3子以降の全額公費負担及び小学校の給食費改定に伴う値上げ分の公費負担を実施するほか、妊娠・出産時に給付金を支給し、相談支援と一体的な伴走型の支援を行います。

地域の中で子育て家庭を支援するため、こども家庭センターによる子育て家庭に寄り添った相談支援とともに、各種子育て支援サービスの提供、地域での子育て親子の交流やこどもの居場所づくりの取り組みを推進します。

仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、両親で協力して行う育児講座や性別にとらわれない家事・育児、ワークライフバランス等に関する啓発の実施、より良い就労環境が得られるよう、スキルアップセミナー開催や資格取得に関する情報提供を行います。

ひとり親家庭の親子の支援をするため、医療費助成や子育て支援サービスに係る利用者負担の助成、就職・職業能力向上・資格取得のための受講費や生活費の助成などの経済的支援を実施するほか、専門の相談員による自立へ向けた相談支援を行います。



### 幼児期の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育所などの利用）について、計画期間中に発生すると予測した利用希望の数「量の見込み」と、それに対するサービス提供の数「確保方策」を次のように定めています。

| 認定区分                                                  | 令和7年度 |       | 令和11年度 |      |
|-------------------------------------------------------|-------|-------|--------|------|
|                                                       | 量の見込み | 確保方策  | 量の見込み  | 確保方策 |
| 1号認定（3-5歳・教育のみ）（人）<br>（認定こども園・幼稚園）                    | 497   | 1,373 | 478    | 867  |
| 2号認定（3-5歳・保育必要）（人）<br>（認定こども園・保育所、<br>送迎ステーション、預かり拡充） | 551   | 658   | 584    | 757  |
| 3号認定（0-2歳・保育必要）（人）<br>（認定こども園・保育所、<br>地域型保育事業）        | 369   | 410   | 480    | 518  |

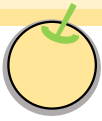
## 第3期白井市子ども・子育て支援事業計画 ②



地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

| 事業名                                            | 令和 7 年度 |        |   | 令和 11 年度 |        |
|------------------------------------------------|---------|--------|---|----------|--------|
|                                                | 量の見込み   | 確保方策   |   | 量の見込み    | 確保方策   |
| 利用者支援事業                                        |         |        |   |          |        |
| 基本型（か所）                                        | 1       | 1      |   | 1        | 1      |
| 特定型（か所）                                        | 1       | 1      |   | 1        | 1      |
| こども家庭センター型（か所）                                 | 1       | 1      | ▶ | 1        | 1      |
| 地域子育て相談機関（か所）                                  | 6       | 6      |   | 9        | 9      |
| 妊婦等包括相談支援事業（回／年延）                              | 660     | 660    |   | 758      | 758    |
| 延長保育事業（実人／年）                                   | 712     | 12 か所  | ▶ | 823      | 15 か所  |
| 放課後児童健全育成事業（実人／年）                              | 700     | 719    | ▶ | 658      | 719    |
| 子育て短期支援事業（人／年延）                                | 5       | 1 か所   | ▶ | 5        | 1 か所   |
| 乳児家庭全戸訪問事業（人／年延）                               | 271     | 271    | ▶ | 366      | 366    |
| 養育支援訪問事業（人／年延）                                 | 78      | 78     | ▶ | 72       | 72     |
| 子育て世帯訪問支援事業（人日／年延）                             | 80      | 80     | ▶ | 64       | 64     |
| 児童育成支援拠点事業（実人／年）<br>※令和8年度から                   | 14      | 14     | ▶ | 12       | 12     |
| 親子関係形成支援事業（実人／年）<br>※令和8年度から                   | 9       | 9      | ▶ | 8        | 8      |
| 地域子育て支援拠点事業（人／年延）                              | 16, 875 | 6 か所   | ▶ | 20, 951  | 9 か所   |
| 一時預かり事業（人／年延）                                  | 2, 779  | 3, 408 | ▶ | 3, 325   | 3, 408 |
| 病児・病後児保育事業（人／年延）                               | 231     | 2 か所   | ▶ | 259      | 2 か所   |
| ファミリー・サポート・センター事業<br>（人／年延）                    | 510     | 510    | ▶ | 679      | 679    |
| 妊婦健康診査事業（人／年延）                                 | 3, 794  | 3, 794 | ▶ | 5, 124   | 5, 124 |
| 産後ケア事業（人日／年延）                                  | 72      | 72     | ▶ | 110      | 110    |
| 乳児等通園支援事業<br>（こども誰でも通園支援制度）（人日／年延）<br>※令和8年度から | 23      | 23     | ▶ | 27       | 27     |

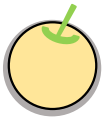
## 計画の推進体制等



### 計画の推進体制

本計画の対象は、こども・若者、子育て当事者など対象が幅広く、こどもに関する取り組みを総合的に推進するための計画であることから、子育て支援を基本として、教育・保育、保健、医療、福祉といった多岐の分野にわたるため、関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所や幼稚園等、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画の推進に取り組みます。



### こどもの意見聴取

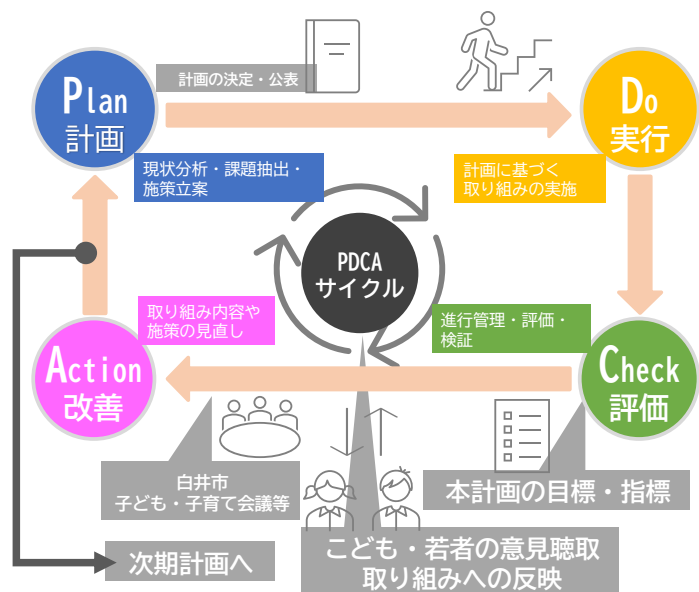
本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもや若者の意見を聴く機会や場を設け、取り組みの実行や必要に応じた見直し等に反映させるよう努めていきます。



### 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

進捗状況の点検・評価においては、別途、具体的に取り組む事業の活動指標を設定し、年度ごとの把握を行うとともに、効果測定については、本計画にて設定することも・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標・指標により行います。



## しろいこどもプランの目標・指標

しろいこどもプランの計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、「めざまちの姿」（本概要版P4）における、こども・若者及び子育て当事者の「幸せとを感じる状態」にどれだけ近づけたかを評価するため、それぞれの視点に立った指標と5年後の目標値をそれぞれ設定しました。

### （１）こどもに係る目標・指標

| 指 標 名                | 目標値   | 現状値              | 目標値設定の考え方              | 出典等                |
|----------------------|-------|------------------|------------------------|--------------------|
| 自分のことが好きであると思うこどもの割合 | 63.0% | 57.8%<br>(令和5年度) | 過去の実績の推移を踏まえ約5%増加をめざす。 | 白井市子育て支援に係るアンケート調査 |
| 自分は幸せであると思うこどもの割合    | 88.0% | 85.8%<br>(令和5年度) | 過去の実績の推移を踏まえ約2%増加をめざす。 | 白井市子育て支援に係るアンケート調査 |
| 将来の夢や目標があるこどもの割合     | 75.0% | 73.3%<br>(令和5年度) | 過去の実績の推移を踏まえ約2%増加をめざす。 | 白井市子育て支援に係るアンケート調査 |

### （２）若者に係る目標・指標

| 指 標 名                               | 目標値   | 現状値 | 目標値設定の考え方                                             | 出典等  |
|-------------------------------------|-------|-----|-------------------------------------------------------|------|
| 自分の希望する社会生活や日常生活を円滑に送ることができている若者の割合 | 70.0% | —   | こども大綱の指標における目標値をめざす。<br>(こども家庭庁調査による現状値は、令和4年度 51.5%) | 新規設定 |
| 自分の将来に明るい希望がある若者の割合                 | 80.0% | —   | こども大綱の指標における目標値をめざす。<br>(こども家庭庁調査による現状値は、令和4年度 66.4%) | 新規設定 |

### （３）子育て当事者に係る目標・指標

| 指 標 名                          | 目標値   | 現状値              | 目標値設定の考え方                               | 出典等                |
|--------------------------------|-------|------------------|-----------------------------------------|--------------------|
| 妊娠・出産について満足している者の割合            | 87.0% | 87.0%<br>(令和5年度) | 過去実績で最大の令和5年度数値を維持する。                   | 白井市育児相談(4か月)担当課調べ  |
| 子育てに関しての不安感、負担感を感じる子育て当事者の割合   | 48.0% | 54.4%<br>(令和5年度) | 前回調査から、増加しているため、前回水準をめざす。               | 白井市子育て支援に係るアンケート調査 |
| 子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる子育て当事者の割合 | 95.0% | 91.2%<br>(令和5年度) | 現状値が高い値だが、相談する人がいない割合を0に近づけるため約4%増をめざす。 | 白井市子育て支援に係るアンケート調査 |